

令和 7 年第 3 回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

目 次

報告第 9 号 工事請負契約の変更について（東浦駅西側駅前広場整備工事） . . .	1
--	---

報告第9号

工事請負契約の変更について（東浦駅西側駅前広場整備工事）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 20 日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（東浦駅西側駅前広場整備工事）
下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
東浦駅西側駅前広場整備工事
- 2 工事場所
東浦町大字藤江字柳牛地内
- 3 契約金額
 - (1) 変更前
121, 000, 000 円
 - (2) 変更後
122, 607, 100 円（1, 607, 100 円の増額）
- 4 契約の相手方
 - (1) 名称
有限会社鈴木組
 - (2) 代表者
代表取締役 鈴木 誠也
 - (3) 所在地
愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷 101 番地の 2
- 5 変更理由
舗装版の処分数量の増加等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。